

令和5年12月11日

保護者 様

岡崎市立福岡中学校
校長 森 竜師

感染症に関わる出席停止について（通知）

お子様がインフルエンザ等の感染症に感染した場合、保護者の方に「経過報告書」を記入していただき、学校に提出していただくことになっています。学校は、提出していただいた「経過報告書」に基づき、出席停止期間を確定します。下記の内容について、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 出席停止期間について

①インフルエンザ

- ・出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。解熱した後2日を経過しても、発症から5日を経過しない場合は、登校することはできません。

②コロナ

- ・出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽減後1日を経過するまで」です。症状軽減後1日を経過しても、発症から5日を経過しない場合は、登校することはできません。

2. 「経過報告書」について

- ・「経過報告書」は、医療機関にかかった場合、医療機関で交付されます。
- ・医療機関から「インフルエンザ経過報告書」が交付されない場合は、学校に御連絡ください。学校からお渡しします。
- ・報告書裏面の記入例を参考に、保護者の方が必要事項を記載してください。
- ・登校の再開に当たり診察が必要かどうかについては、医師の指示に従ってください。
- ・登校を再開する際は、必要事項を記入していただいた「経過報告書」を学校に必ず提出してください。

(連絡先：福岡中学校 教頭 石原有理 TEL：51-9057 FAX：51-9099)